

## 議事要旨(1) 企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）より、企業結合専門委員会では「少数株主持分の取扱い」の論点について、7月に公表した論点整理に対するコメントに対応するため、少数株主持分を資本とした場合の案を含めて4つの案を検討しており、意思確認により方向性を暫定的に決めていくことについて、審議事項(3)-1に基づく説明がなされた。また、小賀坂主席研究員より、審議事項(3)-2に基づき、4つの案について詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### （包括利益の定義について）

- ある委員より、財務諸表表示専門委員会において包括利益の表示が検討されており、[案 2]から[案 4]の場合、子会社に対する親会社持分の変動によって生じる差額が包括利益に含まれることになるが、包括利益の定義と齟齬が生じる懸念がある旨の意見があった。事務局からは、包括利益の定義について検討していく旨の回答があった。

### （東京合意との関係について）

- ある委員より、少数株主持分の取扱いについて、東京合意の時点では既存の差異とされておらず、IASBとFASBのMOU項目として中長期的に対応するとされており、位置付けが異なっていたのではないかという意見があった。事務局からは、当初は中長期項目とされていたが、すでにIASBとFASBにおける検討は完了したため、今では既存の差異という扱いとしてコンバージェンスをしていく必要があることと、そもそも考え方が異なっている基準等ではあるが、作成者からのコメントにみられるような環境変化を踏まえて、どこまでコンバージェンスできるのかどうか、この場で議論していく旨の説明があった。

### （[案 1]について）

- ある委員より、最終的には[案 1]にすべきと考えているが、共通支配下の取引のように個別財務諸表にも影響が生じ、現行制度を大きく変更することになるのであれば、段階的に対応する方法も考えられる旨の意見があった。
- ある委員より、IASBとFASBの負債と資本のプロジェクトについて、少数株主持分の取扱いにも影響があるのかという質問があった。事務局からは、新株予約権等を中心に議論されていると認識しており、帰結は明らかではないものの、現行の少数株主持分の取扱いが変更になる可能性は小さいと思われる旨の回答があった。

以 上